

平成27年

第 3 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成27年2月20日(金) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成27年2月20日(金) 午後2時0分 から 午後2時56分

2. 開会場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 17名

会長	21番	大平 憲男
会長職務代理者	20番	松原 一夫
委員	1番	和田 忠
委員	2番	山下 泰弘
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	7番	神谷 陽一
委員	8番	戸田沢 孝彰
委員	10番	松本 誠子
委員	11番	照井 秀美
委員	12番	湊 舟廣
委員	13番	新田 豊
委員	14番	梅田 晃
委員	15番	山本 健一
委員	16番	中堤 正人
委員	17番	工藤 範光
委員	18番	白山 英昭
委員	19番	前田 英雄

4. 欠席委員 4名

委員	3番	戸花 進
委員	5番	山田 敏実
委員	6番	工藤 哲子
委員	9番	山下 正一

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 使用貸借合意解約書の受理について
第4	報告第2号 農地の賃借料情報について
第5	議案第6号 非農地等証明に関わる農業委員会の認定について
第6	議案第7号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第7	議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第9号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
第9	議案第10号 平成27年度農作業標準賃金について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 勝美
主査	平谷 賢一
主任専門員	蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員	19番	前田 英雄
職務代理者	20番	松原 一夫

## 8. 会議の概要

議長  
(大平会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。  
1番和田委員から願います。

**【全員で農業委員憲章を唱和する。】**

議長

ご着席願います。  
只今の出席委員は 17 名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成27年  
第3回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職よ  
り指名いたします。  
19番前田委員、20番松原職務代理者のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第1号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【報告第1号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

補足説明いたします。  
報告第1号は、農業者年金受給のため平成17年1月に親子間での使用貸借の権利設定  
を行っておりましたが、今回別な方との使用貸借の権利設定を行うため、合意解約した旨の  
通知がありましたので報告するものです。  
以上です。

議長

ただいまの報告について、何かご質問ある方は挙手願います。

**【異議なしの声多数】**

議長

特に発言がないようですので、報告第1号につきましては終了します。

議長

日程第4 報告第2号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主事

**【報告第2号を議案書をもとに朗読】**

議長

ただいまの報告について、質問のある方は挙手願います。

【なしの声多数】

議長 特に発言がないようですので、報告第2号につきましては終了します。

議長 日程第5 議案第6号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第6号を議案書をもとに朗読】

事務局長 この制度は、登記簿上の地目が農地であるが、現況が農地以外であると認められる土地に対し、その旨を証明する非農地等証明書の交付により、農地以外の地目に変更することができるものです。

三戸町農業委員会非農地等証明交付に関する事務処理要綱の「肥培管理を廃止し、概ね20年以上経過しており、農地として利用することが困難と認められる土地」に該当するものと判断いたしました。

以上です。

議長 非農地に関わる認定ですので、19番前田委員から現地調査の報告をお願いします。

19番前田委員 現地調査について報告いたします。  
2月10日、午後2時00分から、私と大平会長、和田委員及び事務局とで当事者立会のもと現地調査を行いました。

場所は、二五山集落を過ぎ田子町側に400mぐらい行ったところにある土地です。植栽してから30年以上は経過した杉が立っており、山林化している土地であるとみてまいりました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長 ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
ございませんか。

【なしの声多数】

議長 質疑を終結いたします。  
これより議案第6号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することにします。

議長 日程第6 議案第7号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第7号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明をいたします。  
農地法3条は、農地等の権利移動や権利設定について、農業委員会の権限に属する許可処分について定めている条項です。  
今回は、農業生産法人による農地の所有権移転の申請になります。  
農地法では、株式会社などの一般法人は農地を保有することができませんが、農業生産法人が耕作目的に農地を取得することは認められています。  
今回は、あっせんによる農地取得で、あっせん基準にそのものであります。詳しくは、調査担当委員より報告がございます。

今回上程されました案件は、取得後の全ての農地を耕作すること、保有機械、家族の従事状況、地域との調和などいずれも問題がなく  
耕作の事業に供すべき農地は、下限面積30aを超えていることから、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長

ここで、あっせんの結果について、14番梅田委員から報告をお願いします。

14番梅田委員

報告します。  
2月5日、午前9時00分前から、私と山田委員及び事務局とで、当事者立会いのもと、現地調査を行ないました。  
場所は、前田地区にある協和合成株式会社から泉山踏切に寄ったところにある農地です。  
譲受人は、経営規模拡大を図る農業生産法人であり、  
譲渡人は、後継者がなく高齢なため、農業を廃業したいとのことで、農地を購入する方を探しておりました。  
現地調査後、役場庁舎会議室におきまして、あっせんを行なったところ、双方とも売買価格が合意に達し、あっせんは成立しました。

以上、簡単ではありますが報告します。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第7号を採決いたします。  
本案について、許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は、許可することに決定いたします。

議長

日程第7 議案第8号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第8号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。

同議案は、三戸町長から農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、集積計画に関わる利用権設定について、審議、決定をしていただくものです。

今回の計画案は、使用貸借権設定に関わるもの6件と賃貸借権設定に関わるもの2件です。

地域の中核的な農業者の育成確保及び経営改善を図ることを目的とし、担い手農家等へ農地の集積を推進するもので、今回の利用権設定を受ける農業者は、農作業従事要件や農地効率利用要件など同法第18条第3項の各要件を全て満たしているものと考えます。

以上です。

議長

質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

日程第8 議案第9号を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第9号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明します。

同議案は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、三戸町長から三戸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見要請に応じて審議いただくものです。

番号1は、衛生面や防疫等を考慮し豚舎から離れた場所にシャワー棟や駐車場を新設し、伝染病などの防疫対策のための肥育豚埋設処分に供する土地の確保のための計画の変更です。

農地転用許可基準を検討しましたところ、10ha未満の一団の農地に該当する第2種農地と判断しました。

一般基準審査では、変更に係る土地の計画面積、申請地が遅滞なく申請目的に供されること、周辺農地の営農条件に支障をきたす恐れがないなど、農地法第4条第2項のクリア要件は満たしているものと考えます。

以上です。

議長

ここで、現地調査について、19番前田委員から報告をお願いします。

19番前田委員

現地調査について報告いたします。

2月10日、午後2時20分から、私と大平会長、和田委員及び事務局とで当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号1、番号2の場所は、笹沢地区のインターファーム場内入り口に位置するところにある農地で、豚舎から離れた場所にシャワー棟と駐車場を新設し、道路の反対側には、伝染病などに感染した肥育豚の埋設処分するための土地を確保する計画とのことです。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労様でした。  
質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第9号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案については意見を許可相当とし、町長に意見書を送付することにします。

議長

日程第9 議案第10号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第10号を議案書をもとに朗読】

事務局長

補足説明いたします。

農作業標準賃金につきましては、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議し、平成27年度の標準賃金について申し合わせしたところです。

基本的には、平成26年10月24日に青森県最低賃金が14円引き上げられ時間給679円になり、その額を元に調整し、今回の上程案となったものです。

平成27年度の作業賃金ですが、時間給679円を8時間に換算しますと5,432円となり、百円未満を切り上げ5,500円とするものです。

前年度と比較しますと日給で100円の引き上げとなります。

次に、農業機械ですが、これまでの燃料安や米価の下落を考慮し、前年度と同額にすることで、3町で申し合わせ致しました。

以上です。

議長

質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。  
ございませんか。

【なしの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第10号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認し、決定することにします。

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、平成27年第3回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後2時56分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成27年2月20日

議長  
会長 20 番

大平 憲男

印

会議録署名者  
委員 19 番

前田 英雄

印

会議録署名者  
職務代理者 20 番

松原 一夫

印